

# しいたけ版ファーマーズスクール(FS)研修・給付金

## 1. 研修目的と給付金

- ・大分県では、原木乾しいたけ生産者の就業推進と初期費用の負担軽減のため、長期技術習得研修と給付金を支援します
- ・研修生は乾しいたけ生産に必要な**技術と知識を習得**できます
- ・当研修を受講する研修生は**最大5年間給付金を受給**できます  
 ※ <準備型>最長2年間 + <経営開始型>最長3年間。研修受講は<準備型>期間のみ。<経営開始型>は研修不要
- ・18歳未満の子を教養する準備型受給者には15万円/年の追加支援（諸条件あり）

<給付金対象表>

単位：万円/年

区分	年齢	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		計
		準備型		経営開始型		準備型		経営開始型		準備型		
独立型	50歳未満	75	75	45	22.5	7.5						225.0
	55歳未満	50	50	30	15	5						150
親元型	55歳未満	50	50	30	15	5						150

- \* 独立型…親元以外。過去に研修機関と雇用契約ないこと
- \* 親元型…経営主が3等親以内の経営体で従事または継承すること
- ※夫婦で受講の場合：給付金は2人分



## 2. 受講資格

<b>未就業</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 乾しいたけ生産に未就業（対象外：3万駒以上の植菌を2年以上・家族協定締結済・補助事業実績有）
<b>年齢</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 就業予定時の年齢が【独立型】50歳未満（移住者は55歳未満） 【親元型】55歳未満
<b>現状</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 過去に以下の給付金を受給していない （農業次世代人材投資事業、青年就農給付金、大分県中高年移住就農給付金、大分県親元就農給付金） <input checked="" type="checkbox"/> 現在、その他生活費確保を目的とした国の給付事業を受けていない <input checked="" type="checkbox"/> 常勤の雇用契約を締結していない(研修期間外4~9月は可)(常勤：週35時間以上で継続的に労働するもの)
<b>給付時</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 給付対象年度に <b>3万駒以上植菌</b> し所有すること*（作業時間を研修時間に含めて可）
<b>研修後</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 独立：研修終了後1年以内に <b>独立・自営就業</b> すること*（土地、施設の所有or利用権、出荷名義など） 親元：研修終了後1年以内に「 <b>家族経営協定</b> 」を締結すること* <input checked="" type="checkbox"/> 就業後3年以内に5万駒/年以上植菌する生産者になること（市へ状況報告が必要*）

※要件\*は全額返還

## 3. 研修

<b>研修機関</b>	・大分県が認めた研修機関等で研修を受けること ※講師生産者適正(優良〇概ね10年以上、5万駒以上) ・親元就農の場合、講師を親元または他生産者選択可能
<b>期間</b>	概ね <b>6ヶ月</b> （10月~3月上旬）+ α ※すべての月で研修を1日以上実施すること
<b>時間</b>	合計 <b>600時間</b> 以上（参考：8h/日×75日=600h、平均14日/月）
<b>内容</b>	①実習（生産者指導） ---講師生産者の生産現場で作業等に関する指導を受けるもの ②座学（研修会等） ---乾しいたけに関する研修に参加するもの ③模擬栽培（ほだ木造成） ---研修生の生産現場で自身で生産するもの（講師から基礎技術習得認可が必要）

## 4. 給付金返還要件

<b>研修</b>	* 研修を中止した場合（研修実績が積み上がらなかった場合も含む） * 適切な研修を行っていないと市町村長が判断した場合
<b>椎茸栽培</b>	* 給付対象年度に3万駒以上植菌し、ほだ木を所有しなかった場合 * (経営開始型給付者)給付終了翌年度に5万駒以上植菌し、ほだ木を所有しなかった場合 * 研修終了後1年以内に独立・自営就業しなかった/「家族経営協定」締結しなかった場合 * 給付期間の1.5倍または2年間の長い期間、栽培を継続しなかった場合
<b>報告</b>	* 研修終了後「研修状況報告」をしなかった場合。 * 就業後3年間「就業状況報告」をしなかった場合
<b>雇用給付など</b>	▲ 研修中に常勤の雇用契約を締結した場合 ▲ 研修中に生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けた場合 * 国の農業次世代人材投資事業準備型を受給した場合 * 虚偽の申請を行っていた場合

※\*は全額返還。▲は一部返還

<給付期間と経営継続期間>

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
準備①	3	3							
準備① 経営①			3	5					
準備① 経営① 経営②			5	5	5				
準備① 経営① 経営② 経営③			5	5	5	5			
準備① 準備②	3	3	3						
準備① 準備② 経営①			3	5					
準備① 準備② 経営① 経営②			5	5	5				
準備① 準備② 経営① 経営② 経営③			5	5	5	5			

※色付きは栽培経営義務期間と最低植菌数